

第1章 計画の策定趣旨及び位置付け

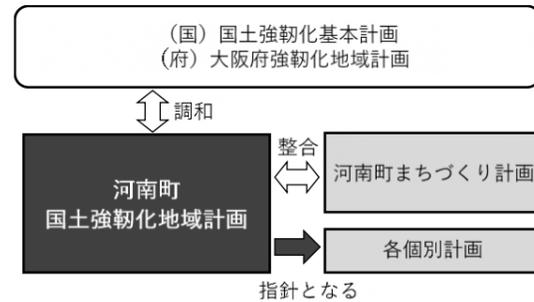
● 計画の策定趣旨

国においては、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、法に基づき、国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進められてきました。本町においても、基本法の趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災や東日本大震災、台風、豪雨等の過去の災害の教訓から、大規模災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために「河南町国土強靱化地域計画」を策定します。

● 計画の位置づけ

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。

また、河南町まちづくり計画と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、各分野での個別計画の指針となるものです。



● 計画期間

計画期間は、河南町まちづくり計画の計画期間を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

第2章 河南町の地域特性

● 自然的条件・社会的条件

- ・本町は、大阪府の南東部に位置し、大阪市の中心部からは約25km圏にあります。北は太子町、西は富田林市、南は千早赤阪村と接し、東は葛城山脈の稜線が奈良県の葛城市、御所市に接しています。
- ・気候は、瀬戸内式気候に属し、過去5年間の年平均気温は17.0℃前後と温暖ではあるが、内陸に位置していることから、やや内陸性の特徴をもちます。

● 想定被害

- 【地震】
  - ・活断層による直下型地震（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）
  - ・海溝型地震（南海トラフ巨大地震）
- 【風水害】
  - ・町域北部の石川の河川氾濫による浸水
  - ・町内山間部での土砂災害（土砂災害警戒区域250箇所、土砂災害特別警戒区域234箇所）

● 災害履歴

種別	発生時期	災害概要
地震	宝永4年(1707) 10月4日	○家屋倒壊 ・倒壊家屋45棟
水害	昭和10年(1935) 6月30日	○大雨による河川氾濫 ・堤防決壊19か所、道路田畑等破損42か所
風水害	昭和28年(1953) 9月25日	○台風13号による堤防決壊 ・流出家屋3棟、堤防決壊1か所、山地崩壊
風水害	昭和36年(1961) 9月16日	○第2室戸台風による被害 ・教育施設、家屋損壊等
風水害	昭和57年(1982) 8月2日	○台風10号による土石流等 ・死者4名、負傷者1名、流出家屋3棟、半壊6棟、一部損壊7棟、床上浸水30棟、道路崩壊80か所、堤防決壊76か所、がけ崩れ163か所
風水害	平成29年(2017) 10月22日	○台風21号による土砂崩れ等 ・被害総数255件 ・一部損壊2棟、床上浸水6棟、道路崩壊17か所、がけ崩れ129か所等
地震	平成30年(2018) 6月18日	○大阪北部で震度6弱 ・本町域で震度4を観測、事前配備本部設置
風水害	平成30年(2018) 9月4日	○台風21号による暴風被害 ・暴風による家屋破損、停電発生

第3章 基本的な考え方

● 基本目標

- 1) 人命の保護が最大限図られる
- 2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4) 迅速な復旧・復興

● 対象とする災害（リスク）

本計画において、対象とする災害リスクは、町域特性も踏まえ、町域に多大な被害を与えることが想定される大規模災害（地震・風水害（台風、豪雨、土砂災害等））を対象とします。

● 事前に備えるべき目標

- 1) 直接死を最大限防ぐ
- 2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

● 特に配慮すべき事項

- (1) 住民等の主体的な参画
 

住民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組みを促進します。
- (2) 効率的・効果的な施策推進
 

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせる等、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平常時にも地域で有効に活用される対策となるよう工夫します。
- (3) 的確な維持管理
 

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化等、施策の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を縮減できるよう、効率的に施策を推進します。
- (4) 広域連携の取組み
 

関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町村との連携強化を進め、町として防災面・減災面及び復旧面・復興面での役割を担います。

● 施策の推進とPDCAサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。本計画に位置づける個別施策の推進は、基本目標及び事前に備えるべき目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。個別の施策については、基本的にそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、本計画については、定期的に、それらの進捗状況を集約し、概括的な評価を行うことにより、進捗管理を行っていきます。

「事前に備えるべき目標」に対する「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価しました。そして、脆弱性評価の結果を踏まえ、30の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、以下の取組を推進します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		主な取組
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進、町有建築物の耐震化、空家等の対策、被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備、地震ゆれやすさマップの周知・啓発 等
		1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	消防団の活動強化、消防水利の確保対策、常備消防活動体制の強化・連携 等
		1-3)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	治水対策、水防対策、ため池等農業用施設の防災・減災対策、要配慮者利用施設の避難体制の確保 等
		1-4)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	土砂災害対策、森林保全、道路防災対策（法面对策等） 等
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築、医薬品、医療用資機材の確保、上水道の早期復旧及び飲料水の確保、生活用水等の確保、迅速な道路啓開の実施 等
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	道路橋梁の耐震化、道路の新設・改良・拡幅、道路防災対策（法面对策等）、迅速な道路啓開の実施 等
		2-3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	住民の防災意識の向上、学校等における防災教育の徹底、「避難行動要支援者」支援の充実、消防団の活動強化、防災士の養成、常備消防活動体制の強化・連携 等
		2-4)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害時の医療救護活動、医薬品、医療用資機材の確保、道路橋梁の耐震化、道路の新設・改良・拡幅、土砂災害対策、道路防災対策（法面对策等）、迅速な道路啓開の実施 等
		2-5)	被災地における疫病・感染症等大規模発生	ご遺体の適切処理、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理、下水道 BCP の運用、下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進 等
		2-6)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所の確保と運営体制の確立、福祉避難所の確保、避難所における生活環境の向上、被災者の心のケア対策、被災者の生活再建のための措置、被災者の巡回健康・栄養等相談、愛護動物の救援 等
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	町役場機能の機能不全	業務継続計画及び受援計画の運用、発災後の緊急時における財務処理体制、災害時におけるシステムの業務継続及びデータ復旧、庁舎の非常用発電設備の整備 等
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	防災行政無線の整備、町有建築物の耐震化、庁舎の非常用発電設備整備
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	メディアとの連携強化を含む伝達手段の多様化、在住外国人への防災情報の提供 等
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	在住外国人への防災情報の提供、庁舎の非常用発電設備整備、防災行政無線の整備、メディアとの連携強化を含む伝達手段の多様化
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	町内事業者の事業継続体制の強化、民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進、迅速な道路啓開の実施 等
		5-2)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	道路橋梁の耐震化、道路の新設・改良・拡幅、道路の無電柱化、沿道建築物の耐震化、道路防災対策（法面对策等）
		5-3)	食料等の安定供給の停滞	食料等の安定供給
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1)	上水道、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	ライフラインの確保等、上水道の早期復旧及び飲料水の確保、生活用水等の確保
		6-2)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策等の推進、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理、下水道 BCP の運用
		6-3)	交通インフラの長期間にわたる機能停止	道路橋梁の耐震化、道路の新設・改良・拡幅、道路防災対策（法面对策等）、迅速な道路啓開の実施 等
		6-4)	防災インフラの長期間にわたる機能不全	治水対策、ため池等農業用施設の防災・減災対策、土砂災害対策
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	消防団の活動強化、空家等の対策、常備消防活動体制の強化・連携、消防水利の確保対策 等
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進、町有建築物の耐震化、沿道建築物の耐震化、空家等の対策 等
		7-3)	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	ため池等農業用施設の防災・減災対策、土砂災害対策
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	有害物質の拡散防止の推進、毒物劇物業者等における防災体制
		7-5)	農地・森林等の被害による国土の荒廃	ため池等農業用施設の防災・減災対策、土砂災害対策、森林保全
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	災害ボランティア対策、災害廃棄物の適正処理
		8-2)	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害ボランティア対策、業務継続計画及び受援計画の運用
		8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発
		8-4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進、迅速な道路啓開の実施、仮設住宅の整備